

第三十回 帝國議會  
衆議院

私設運河法案委員會議錄(速記)第二回

大正二年三月一日午後一時十九分開議

出席委員左ノ如シ

漆

三浦

覺

昌巖

岩崎

野添

宗三

勳

熊谷

五右衛門

君

鈴木

寅彦

官

内務

書記

土岐

嘉平

君

内務省土木局長 久保田政周君  
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

内務技師工學博士 近藤虎五郎君

黒須 龍太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

私設運河法案

○委員長(漆昌巖君) 是ヨリ私設運河法案委員會ヲ開會致シマス

○三浦覺一君 モウ一遍ドウカ御説明ヲ願ヒタイ

○委員長(漆昌巖君) 私ハ提案者ト致シマシテ、一應提案ノ理由ヲ申上ゲタイト思

ヒマス、本案ヲ提出致シマシタ理由ハ、別ニ深イ考モゴザリマセヌ、極簡單ナル理由デア

リマス、唯我國ノ國情ニ鑑ミテ交通ノ機關ヲ滑カニシタイト云フコトハ、上下共ニ一致

ノ希望ニアラウト考ヘマス、ソレデ陸ニ於キマシテハ私設鐵道ノ條例、或ハ近來ニ於キマ

シテハ輕便鐵道ナドノ法案ガゴザイマシテ、十分ニ法案トシテハ備ツテ居ルヤウデアリマス、

且此法案ニ伴シテ、又漸々ト交通ノ便利ニナツタ次第アリマス、海ニハ南洋ノ航路ト云

ヒ、濠洲ノ航路ト云ヒ、ソレハ開ケテ居リマスガ、獨リ此中間ノ聯絡ヲ取ルトコロノ運

河ト云フモノニ付テハ、未ダ法案ノ設ケノナイノハ、甚ダ企畫者ニ取シテハ遺憾ニ考ヘテ

居ル次第アリマス、唯是マテニ多少ノ運河モ出來テ居リマスルノミニ付キマシテハ、明

治四年ノ太政官ノ布告トシテ、六百四十八號ノ法規ニ依シテ手續ヲ運ンデアルヤウニ

考ヘマスガ、是ガ株式會社其他個人ガ公共事業ト申シナガラ、多少之ヲ營利事業ト

云フヤウナ考デモ持チマス時分ニハ、述モ據ルトコロノ法案ガナイヤウニ考ヘマスデ、曩ニ

私ハ二十八議會ノ時デゴザイマシタカ、建議案ヲ出シテ當時政府ノ御同意ヲ得テ、政

府ハ御提案ヲ下サル積リテゴザイマシタガ、去冬以來政府更迭ニナリマシタカラ又ハ

政府カラシテ御出シ下サラヌト云フト、今年モ空シク不便ヲ感ゼナケレバナラヌカラ、茲ニ

提案致シマシテゴザイマス、恐らくハ當局者ノ方ニハ充分ナル御調モアラウト考ヘマスカ

ラ、ドウズ政府モ御同意下スシテ、委員諸君モ充分ニ御審議ノ上速ニ可決セラレムコト

ヲ願ヒマス、是ガ提出ノ理由デゴザイマス

○三浦覺一君 唯今提案者ノ御説明ニ依リマスト、政府ニ於テモ本案ノ如キ法律ヲ  
必要トシテ、議會ニ提出ニナルベキ御計畫等モアツタ云フヤウナコトモ承リマシタガ、  
邊ノ御意見ト竝ニ本案ニ對スルトコロノ御意見ヲ承リタインデス

○政府委員(久保田政周君) 御答致シマスガ、唯今委員長ヨリ御話ノ如ク、襄ノ議  
會ニ於テ其必要ヲ認メテ居ルト云フコトヲ申上ゲテアルサウデアリマシテ、爾來取調ニ著  
手ヲ致シマシタ、内務省ト致シマシテハ、案が出來テ居リマスノアリマス、今回御提出ノ  
ヲ申兼ル點ガアルノデアリマス、大要進ミマシテ其點ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、今回ノ提  
出ノ案ハ私設運河法トナツテ居リマシテ、專ラ個人若クハ會社ノ企業ニ付テノ規定ノヤ  
ウデアリマスガ、先刻モ御話ガアリマシタ如ク、運河ニ付キマシテハ、明治四年ノ太政官  
布告ト云ウヤウナ古イモノデアリマシテ、此際新ニ一般ノ運河法ト云フモノヲ拘ヘル必要  
ガアルヤウニ考ヘマス、ソレ故ニ單リ私設バカリデナク、公共團體等ヘモ此事業ヲ出來マ  
スヤウニ致シマシテ、共通致シマシタ法律トシタ方ガ宜クハナイカト考ヘマス、ソレカラ尙ホ

此條文ノ中ニハ買上ノ條件ガゴザイマスガ、此買上ニ付キマシテハ水道條例改正案ガ今  
出テ居リマスガ、ソレ等ニ准シマシテ水道事業ヲ起シマシタ費用ヲ賠償シテ買上ノ出來ル  
ヤウニ致シタイト考ヘルノデアリマス、此案ニ依リマスト云フト、運河及附屬物ヲ買上ゲ

ル時ニハ、前五年ノ株券價格ヲ平均シテ買上價格ト定ムルト云フコトニナツテ居リマス  
ガ、之ヲ改メマシテ、運河附屬物ヲ拘ヘマシタ時ノ價格ヲ減ラスヤウナコトニ致シマシテ、若シ現存

シテ居ルヤウナモノガアリマスレバ、其價格ヲ減ラスヤウナコトニ致シマシテ、極メタラ宜イカト  
思ヒマス、モウ一ツハ政府補助デアリマス、十九條ニ於キマシテ「政府ハ拂込資本金ニ

對シ工業著手ノ日ヨリ滿五箇年間ハ年五分以下ニ相當スル金額ヲ補助スルコトヲ得」

ト云フコトガゴザイマス、目下ノ狀態ニ於テ政府ガ補助スルト云フコトハ、餘程困難ノコ

ト、思ヒマスカラ、此明文ハ置カナイヤウニ致シタ方ガ宜クハナイカト考ヘルノデアリス、

ソレカラ第二十條ニ運河ノ敷地以外ノ官地ヲ特ニ拂下及貸下又ハ公有水面ノ埋立

ヲ許可スルト云フコトニナツテ居リマス、斯ノ如キ公益事業ニ對シマシテハ、國家ニ於キマ

シテハ拂下貸下官有地貸付特別處分規則ニ依テ出來ルコトニナツテ居リマス、此故ニ

此條文ハ無クトモ宜イカト考ヘマス、公有水面ノ埋立ヲ許可スルト云フコトニナツテ居リマ

スガ、是ハ一般ノ公有水面ノ埋立ハ他ニ差支ナイ限りハ許スコトニハナツテ居リマスガ、明

文ヲ以テ必ズシモ公有水面ノ埋立ヲ許可スルト云フ條文ヲ置クコトハ、少々差支ガアリマセ

ヌカト考ヘマス、先ダ大體重ナル點ハ是等ノ點ニ付テ意見ガアルノデアリマス、其他條文

ノ書キ方等ニ付キマシテハ、前段申上ゲマシタ公共團體ニモ此事ヲ許シマス規定ニ直リ

マスナレバ、自然字句等ハ變ツテ參ラウト思ヒマス、主ナル點ダケヲ一應申上ゲテ置キマス

スルコトノ箇條デアリマスルガ、是ハ最非補助が無ケレバ此事業が成立タヌモノデアリマス

○三浦覺一君 今政府委員ノ本案ニ付テノ政府ノ意見ノアルトコロモ分リマシタガ、  
私共一向分リマセヌガ、ソレヲ一ツ伺ヒタイ

○委員長（漆昌巖君） 御答致シマス、提案者ト致シマシテハ此個人又ハ公共團體デゴザイマシタカ

○政府委員（久保田政周君） 左様  
○委員長（漆昌巖君） 是ハサウナリマシテ 一向差支ゴザイマセヌト考ヘマス、唯サウ致シマスト後トハ買上ト云フコトデアリマスガ、此事モソレハマアソレデモ 差支アルマイト思ヒマス、是ハサウシマスト 其元利ト云フニトニナリマスガ、ドウニ云フコトニナリマスカ、政府ノ御考トシテハ……  
○政府委員（久保田政周君） 斯ウ云フ意味ニナリマス、公共團體ハ免許ノ效力が消滅シタ後……

○委員長（漆昌巖君） 株式會社デモドッヂデモアルノデスカ

○政府委員（久保田政周君） 運河開鑿ニ要スル費用ヲ 支拂ヒ運河及ヒ附屬物ヲ買收スルコトヲ得、但シ運河及附屬物件ニシテ開鑿當時ニ比シテ價格ヲ現存シタルモノアルトキハ開鑿ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス、前項費用ノ範圍及ビ 金額ニ付キ協議調ハザルトキハ地方長官之ヲ決定ス、其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得、斯ウ云フ風ノ意味ニシタ方が宜カラウト思ヒマスガ、ドウデスカ

（此間速記中止）

○三浦覺一君 段々御意見ヲ承リマシタガ、斯ウシテ戴キタイト思フデス、政府ノ方デ本案ニ對スル御意見ノ在ル所ヲ崑窮版ニシテ戴キタイト思フ、サウシテ政府ハ本案ニ對シテハ斯ウ云フヤウニ訂正シタラバトウダラウト云フ御見込フ、崑窮版ニシテ戴キタイト思フ、サウシテ更ニ我々ハ考案ヲシタイ、サウシテ本日ノ會ハ是デ……

○岩崎勳君 私ハ同時ニ政府モ運河法ト云フモノヲ拵ヘテ御有リニナルト云フコトデスカラ、ソレモ序ニ崑窮版ニシテ一ツ……

○三浦覺一君 私ノ申シタノモ其意味デス

○委員長（漆昌巖君） 全部御出シニナツラドウデス

○政府委員（久保田政周君） 成ベク提出ニナツテ居ル原案ヲ活シマシテ、差支ナイ限リハ原案ニ残シテ置キマシテ、私ノ方ニ出來テ居リマス案ヲ之ニ加ヘテ——斯ウ云フコトデ宜シウゴザイマスカ

○委員長（漆昌巖君） サウデス——ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス

午後一時四十二分散會